

消費者行政推進に対する国と地方の在り方について（意見）

平成 24 年 6 月 29 日

検討会委員 足立 敏

国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会においては、国における消費者行政推進体制について、消費者庁等設置法附則 3 項に沿った検討が行われておりますが、消費者庁の設置目的である「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」のためには、地方公共団体が行う消費者政策との密接な連携が不可欠であります。

については、同法附則 4 項が求める「国が行う支援の在り方の検討」についても十分な議論を加え、特に、「国と地方の在り方や役割分担」について検討会としての見解を明確にすることが重要と考えますので、下記の通り意見を提出します。

記

①「地方消費者行政の位置付け」を、地方消費者行政の充実・強化のためのプラン（平成 22 年 2 月 9 日、大臣決定）に沿ったものとする

■プラン抜粋（地方消費者行政に対する考え方・要旨）

- 地方消費者行政は「地方自治」そのものであるとともに、同時に、国の行政としての性格を持つものでもある。
- 地方消費者行政は、地方という「現場」のニーズに応えるとともに、「現場」を支える国の行政の一端を担うという性格を持つものであり、国が地方公共団体と共に責務を果たすものである。
- 消費者庁の主要な機能の一つとしての情報一元化の根幹を担っているのが地方公共団体の消費生活センターや相談窓口である。
- 国としては、地方分権を基本として地方公共団体の取り組みを期待しつつも、『地方の主体性や創意工夫に任せる』と『突き放す』ことなく、地方公共団体の取り組みを支援するとともに、国としての取り組みもまた充実・強化を図ることが不可欠である。

② 上記趣旨を踏まえ、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」

(原案・H24.6 消費者庁)を見直すこと

■指針の課題(要旨)

- 上記①のとおり、「指針」に示されている「地域主権の考え方」に記載された内容は、「プラン(大臣決定)」及びこれに基づく施策の推進を《重点的な取組》と位置付けた「消費者基本計画(閣議決定)」の内容と矛盾するものであり、さらに、このような重大な内容の変更を消費者庁の内部決定で行うことは認められないこと。
- 現在示されている「指針」が、「消費者基本計画第2-2-(1)」に沿ったものであれば消費者委員会において検討されるべきもの*であること。
- 「指針」中、「Ⅱ 基本的方向性」及び「Ⅲ 自治体への期待(提言)」に記載された内容は、「地方自治体におけるこれまでの努力」の評価もなく(低く)、「教示的」であり、一方的に地方の努力を求める内容となっており、「地方消費者行政への(国の)支援の在り方」を示したものとはなっていないこと。
- また、「指針」中、「Ⅲ 自治体への期待(提言)」には、「地方消費者行政が(消費者の安心・安全な消費生活の実現に)果たしている役割」の評価や「果たすべき(国として地方に果たして欲しい)役割」への期待を述べることなく、一方的に「機能の拡充・強化」を求める内容となっていること。

* この点については、平成23年4月15日に消費者委員会から示された「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」がこれに当たるものとするれば、建議された各項目について、本検討会(又は消費者委員会)において検証する必要がある。(建議に基づき、消費者庁から消費者委員会に対して「“集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の検討状況について」(H23.8.5)と題する回答(資料提出)があったが、多くが「今後検討する」とするものであったため。)

■参考資料（委員・足立）

消費者基本計画改定素案（H24.4 パブコメ終了）

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・共同と消費者政策の実効性の確保・向上

（1）地方公共団体への支援・連携

消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。（中略）

その際、・・・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その望ましい姿や国による支援の在り方について消費者委員会で検討し、その結果を踏まえて強化に取り組みます。

<重点的な取組>

「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、
「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。

地方消費者行政の充実・強化のためのプラン(平成22年2月9日、大臣決定)

2 基本的な考え方

（1）地方消費者行政における国と地方

地方消費者行政は、生活の「現場」である地域の消費者の立場に立った消費者のための行政という性格を持つものであるといえます。

この観点からは、地方消費者行政は「地方自治」そのものであるともいえます。（中略）

同時に、国の行政としての性格を持つものでもあるといえます。

すなわち、例えば、消費者基本法は、国と地方公共団体が、消費者の利益の擁護と増進、消費者の権利の尊重とその自立の支援という理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有することを定めています（同法第3条及び第4条）。また、そもそも消費者安全法は、国と地方公共団体が、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することを定めています（同法第4条第1項）。

そして、消費者庁が消費者の権利の尊重とその自立の支援などの理念に

のっとり、所定の事務を行うために設立された国の機関であり、(消費者庁・消費者委員会設置法第3条)、その主要な機能の一つとしての情報一元化の根幹を担っているのが地方公共団体の消費生活センターや相談窓口であることなどにかんがみれば、地方消費者行政は、地方という「現場」のニーズに応えるとともに、「現場」を支える国の行政の一端を担うという性格を持つものであり、国が地方公共団体と共に責務を果たすものであるといえます。」

したがって、国としては、地方分権を基本として地方公共団体の取り組みを期待しつつも、『地方の主体性や創意工夫に任せる』と『突き放す』ことなく、地方公共団体の取り組みを支援するとともに、国としての取り組みもまた充実・強化を図ることが不可欠であると考えます。」

地方消費者行政の充実・強化のための指針(原案・H24.6 消費者庁)

I 指針策定の背景と趣旨

1 略

2 「地域主権」の考え方

地方消費者行政については、「地域主権」の考え方に立ち、消費生活の「現場」である自治体の主体的な判断の下でその具体的な内容を決定し、充実・強化のための人員と予算を確保し、体制整備や事業を推進していくことが基本です。

地方消費者行政に関する事務については、昭和43年に「消費者保護基本法」に自治体の責務として消費者の保護に関する施策の策定及び実施が規定され、昭和44年には「地方自治法」第2条第3講において、「消費者の保護」が自治体の固有事務として規定されました。

第1次地方分権改革に伴う平成11年の地方自治法改正により、これらの規定はなくなりましたが、消費者庁及び消費者委員会の設立とともに、平成21年9月に施行された消費者安全法で、自治体が行うべき具体的な事務として、苦情相談、あっせん、情報収集・提供が規定されました。また、これらの事務を行う消費生活センターの設置についても、都道府県については義務、市町村は努力義務とされました。

消費者の安全の確保や自主的かつ合理的な選択の機会の確保、消費者被害が適切かつ迅速に救済されることなど、消費者基本法の基本理念にのっとり、消費者の権利を守るため、**国は、地方との適切な責任分担の下、さらに連携を深めて消費者行政全体の充実・強化を図っていくことが必要です。**

Ⅲ 自治体への期待

3 - (2) 事業予算の確保

厳しい経済状況の下で地方財政は緊縮傾向にあり、消費者行政に予算を追加的に振り向けるためには、必要性が高くとも容易に実現できる状況ではありません。こうした中で、必要な事業予算を確保するため、CSR（企業の社会的責任）事業の一環として、自治体の消費者への普及啓発事業に対して協賛を得たり、他部署が実施する既存事業と共同で実施して、事業内容の充実と追加的なコスト抑制とを両立させた例もみられます。

消費者行政の事業予算の確保に向けた現場での創意工夫を期待します。

Ⅳ 消費者庁の取組

1, 2 略

3 当面（平成25年度に）重点的に取り組む事項

(1) 自治体の基礎的な取組とレベルアップを支援

地方消費者行政の推進は、「地域主権」の考え方にに基づき、自治体が、自主財源を用いて住民の意思に基づく取組を行うことが基本です。

しかし、現状では、こうした自主的な取組を支えるために必要な経常的経費に係る一括交付金の動きは進んでおらず、「集中育成・強化期間」で整備された地方消費者行政体制を維持・充実していくためには、過渡的な措置として、新たな財政措置が必要と考えます。

基金終了後の新たな財政支援は、以下の2つの柱によります。

①自治体による基礎的な取組の下支え

自治体における基礎的な取組である、

- ・身近な消費生活相談体制の整備（市町村における窓口の立ち上げ・機能強化、相談員の養成・レベルアップ、都道府県による支援・補完的取組）
- ・消費者教育、消費者の安全・安心確保のための啓発活動を支援します。

②地方消費者行政のさらなるレベルアップ

自治体による先進性・モデル性の高い事業の実施を支援します。

消費者庁では、各地域の知恵と工夫を全国の「現場」に情報提供することで、全体のレベルアップを図ります。

(2) 以下、略

地方消費者行政専門調査会報告書

(平成23年4月 消費者委員会 地方消費者行政専門調査会)

○はじめに

(前略) 国としても消費者庁が消費者行政の司令塔として、他の省庁と積極的に連携し、地方消費者行政の定着に向けた支援体制をさらに強化する必要がある。それには、集中育成・強化期間終了後、さらに数年の期間を要するものと考えられる。

また、約90時間にわたる国会審議を経て成立した消費者庁関連三法の附則や衆参両院の附帯決議を踏まえると、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期す必要があり、そのためにも、消費者委員会として、集中育成・強化期間終了後の地方公共団体の消費者政策の実施に関して国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討について、実質的に審議することが求められている。

○第1章 消費者行政における国と地方の在り方について

1 自主的かつ自発的な地方公共団体による消費者行政の推進と国の支援

(1) 略

(2) 地方消費者行政に対する国による支援の基本的考え方

消費者安全法第8条で都道府県及び市町村に義務付けられた相談受付やあっせん等の事務の実施に関して、同法第9条は、国が都道府県及び市町村に対して情報の提供その他の必要な援助を行うことを義務付けている。したがって、こうした事務の拠点となる相談窓口ネットワークの整備についても、国として、一定の支援を行うことが求められている。

また、消費者安全法第4章では、消費者事故等に関する情報の集約を図るために、国のみならず、地方公共団体にも消費者事故等の発生に関する情報の通知義務が課され、国は、これを迅速かつ的確に、集約分析を行い、その結果を取りまとめることが義務付けられている。消費者事故等の情報収集・集約事務は、当該事務の本来的性格から、全国一律に行うことが求められており、国としても責任を持って積極的に推進していく必要がある。

以上の点を踏まえると、必要最低限のインフラである相談窓口ネットワークの構築や消費者事故等の情報収集等に関しては、国と地方公共団体が協力し、その体制整備に努める必要がある。

2 地方消費者行政活性化のための地方公共団体と国の望ましい姿

(1) 地方消費者行政の位置づけ

上記のとおり、地方公共団体が地域住民の声にきめ細かに対応し、地域の特性をいかした行政を行ってきた経緯などを踏まえれば、今後とも、各地方公共団体の自主性や創意工夫をいかにさせるよう、自治事務として位置付ける必要がある。

(2) 地方消費者行政に対する国の関与と負担

上記1(2)で述べた観点からは、以下の事務や事業等については、国も責任を持ってその推進を図る必要がある、一定程度の負担や技術的支援等を検討する必要がある。

① 最低限のインフラ整備として、全国どこでも、住民が身近な窓口で、専門的な相談を受け、必要に応じてあっせんを依頼できるようにするためのネットワーク構築に必要な施設等の整備、相談員の育成等の事業

② 消費者安全法により、全国の消費者事故等の情報を迅速に収集し、分析した上で、情報提供すること等が求められており、そうした観点から全国一律に実施すべき情報収集に係る事務や情報入力に係る研修事業

もっとも、以上の事務や事業等について国がその推進を支援していくとしても、地方の自主性を最大限に尊重し、地方公共団体の創意工夫を阻害しない形で進めることが求められる。

また、財政負担についても、「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」のように、地方公共団体の創意工夫に基づく裁量を発揮できるような財政措置を活用する方向で、その具体的な在り方について検討する必要がある。

消費者基本計画の改定素案等に対する意見（H24.5 消費者委員会）

15. 地方消費者行政（施策番号121・122関係）

集中育成・強化期間」以降の地方消費者行政支援を効果的に行うため、本年6月末までにとりまとめる「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に、財源の確保を含めた必要な支援策をしっかりと盛り込まれたい。特に、広域連携の推進による消費生活相談に係る人口カバー率の向上、警察及び福祉部局と消費者行政部局との連携強化、自治体における予算措置や人員配置を促すための国の支援のあり方等について、実効性のある仕組みを実現されたい。

（消費者庁）